

（学校保健統計調査規則の一部改正）

第四条 学校保健統計調査規則（昭和二十七年文部省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

第六条第一項第二号中「公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八号第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）の設置する大学を含む。）及び高等専門学校（公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）以外の」を削り、「公立の学校」の下に「大学及び高等専門学校を除く。」を加え、「設置される学校」の下に「並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第七十七条の二第一項の規定により公立大学法人（同法第六十八号第一項に規定する公立大学法人をいう。次条において同じ。）が設置する大学に附属して設置される学校」を加える。

第七条第一項中「の学校」の下に「当該都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含む。」を加え、同条第二項中「の学校」の下に「当該市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含む。」を加える。

（学校教員統計調査規則の一部改正）

第五条 学校教員統計調査規則（昭和二十八年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び高等学校」の下に「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八号第一項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）の設置する学校を含む。」を加える。

第六条第二項第一号中「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八号第一項に規定する」及び「以下「公立大学法人」という。」を削り、同項第二号中「大学及び高等専門学校以外の都道府県立及び私立の学校」を「都道府県立の学校（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含む。大学及び高等専門学校を除く。次条第一項において同じ。）及び私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）」に改める。

第七条第一項中「大学及び高等専門学校以外の都道府県立」を「都道府県立の学校」に改め、同条第二項中「大学及び高等専門学校以外の市町村立の学校」を「市町村立の学校（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人の設置する学校を含む。大学及び高等専門学校を除く。）」に改める。

（単位制高等学校教育規程の一部改正）

第六条 単位制高等学校教育規程（昭和六十三年文部省令第六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「教育委員会」の下に「公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八号第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この条において同じ。）の設置する高等専門学校にあつては、当該公立大学法人の理事長」を加える。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三号中「規定する国立大学法人」の下に、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八号第一項に規定する公立大学法人」を加える。

（障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第八条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「国立学校」の下に、「公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八号第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）」を加える。

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第九条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「地方公共団体」の下に「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八号第一項に規定する公立大学法人を含む。」を加える。

附則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

○文部科学省令第十三号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行及び公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第三十七号）の施行に伴い、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条及び第四十九条、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十八号）第十九条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第四十七条第二項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

第一条 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条 私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の三」を「第十六条の四」に改める。
第一条の二の五中「次条において」を「以下」に改める。

第一条の二の六の見出し中「不該当」の下に「等」を加え、同条第一項中「並びに特定学校法人等に該当しなくなつた年月日」を削り、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、平成二十八年改正政令附則第三条第四項の申出及び同条第六項の申出について準用する。
第一条の二の七を第一条の二の八とし、第一条の二の六の次に次の一条を加える。
（四分の三以上代表者等）

第一条の二の七 平成二十八年改正政令附則第三条第二項第二号イ及び第六項第二号イに規定する四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者（以下この条において「四分の三以上代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
二 四分の三以上代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であること。

2 前項第一号に該当する者がいない学校法人等にあつては、四分の三以上代表者は同項第二号に該当する者とする。
3 学校法人等は、当該学校法人等に使用される者が四分の三以上代表者であること若しくは四分の三以上代表者にならうとしたこと又は四分の三以上代表者として正当な行為をしたことを理由として、不利益な取扱いをしな

いようにしなければならない。
4 前三項の規定は、平成二十八年改正政令附則第三条第四項第二号イに規定する二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者について準用する。
第三条の八第二項中「第一条の二の七」を「第一条の二の八」に改める。

第五条の九中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。